

# 労 災 保 険 率 表

事業の種類の分類	事 業 の 種 類	労災保険率
林業	林業	1,000分の60
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1,000分の20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1,000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の19
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の5.5
	採石業	1,000分の58
	その他の鉱業	1,000分の25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の89
	道路新設事業	1,000分の16
	舗装工事業	1,000分の10
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の17
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1,000分の13
	既設建築物設備工事業	1,000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の7.5
	その他の建設事業	1,000分の19
	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1,000分の6
製造業	たばこ等製造業	1,000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の4
	木材又は木製品製造業	1,000分の13
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7.5
	印刷又は製本業	1,000分の3.5
	化学工業	1,000分の5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5
	コンクリート製造業	1,000分の13
	陶磁器製品製造業	1,000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1,000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1,000分の7
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1,000分の7
	鋳物業	1,000分の17
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1,000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1,000分の6.5
	めつき業	1,000分の7
運輸業	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業)	1,000分の5.5
	電気機械器具製造業	1,000分の3
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1,000分の4.5
	船舶製造又は修理業	1,000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1,000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の4
	その他の製造業	1,000分の7
	交通運輸事業	1,000分の4.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1,000分の9
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1,000分の11
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	港湾荷役業	1,000分の16
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13
	ビルメンテナンス業	1,000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の2.5
	船舶所有者の事業	1,000分の50
	その他の各種事業	1,000分の3